

## 法定福利費の明示Q A

	Q	A
1	なぜ法定福利費の明示を求めるのですか？	建設産業において、技能労働者等の就労環境を改善し、若年者の入職の減少と高齢化に歯止めをかける必要があることから、国土交通省が推進しているもので、県と契約する建設業者が、建設現場に従事する労働者の社会保険料（事業主負担分）を適切に負担していただいているかどうかを確認するためです。
2	明示額がない場合はどうすればいいのですか？	明示額がない場合は、ゼロと記載してください。しかし、保険の適用除外など、負担すべき法定福利費がないという事例は稀なケースであると考えますので、負担していただく法定福利費の有無を確認させていただきます。
3	明示額を記載しないと罰則はあるのですか？	明示額の記載は契約書に謳っていますので、約束事として守っていただく必要があります。明示額があるにもかかわらず記載していない契約者には、建設産業の持続的な発展に必要な制度であることをご理解いただき、明示していただくようお願いします。
4	明示額には基準があるのですか、明示額の多寡によって指導等があるのですか？	法定福利費は、現場労働者数や加入している保険によって変わりますので、基準は設けていません。 なお、明示額がゼロの場合や著しく低いと思われる場合は、確認をさせていただきます。
5	法定福利費の算出方法がわからない。どうすればいいのですか？	決まった算出方法ははありません。普段計算している方法があれば、それを活用してください。特に設けていない場合は、県が作成した「手引き」（HPに掲載）を参考にしてください。
6	入札では経費をぎりぎりまで削減して応札しています。法定福利費を確保する余裕はありません。	予定価格には法定福利費が含まれています。この経費を削減することなく現場労働者の社会保険料（事業主負担分）として確保願います。
7	下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めるのですか？	下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めてください。
8	下請企業に工事を発注する場合に算出する法定福利費は、二次以下の下請企業のみも対象となるのですか？	現場に従事する労働者の社会保険料（事業主負担分）を適切に負担していただいているかどうかですので、すべて対象となります。なお、一次下請企業の見積書の法定福利費には二次以下の法定福利費が含まれているはずですので、一次下請企業分を合計すれば下請企業全体の法定福利費が把握できると考えます。
9	元請企業は、下請企業の社会保険等加入状況をどのように確認するのですか？	下請企業に直接聞き取っていただくことが確かな方法です。 なお、国土交通省が平成27年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業、下請企業それぞれの役割と責任が明記されています。 ガイドラインでは、元請企業は、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険等に加入していることを確認し、いずれも適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導していただくことになっています。
10	建設業許可が不要な、軽微な工事のみを請け負う業者も対象となるのですか？	対象になります。なお、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、元請企業は下請企業の許可の有無にかかわらず、軽微な工事のみを請け負う業者であっても、保険加入を確認するよう求めています。
11	測量・設計業や警備業など、建設業に関連する業種も対象となるのですか？	建設業において取り組んでいる社会保険未加入対策は、建設業法を所管する国土交通省において「建設業を営む者」を対象に行っているため、警備業等については対象になりません。

12	建設現場にいる事務員なども対象になるのですか？	対象は、現場の建設労働者であり、事務員、清掃員、場内整備員、残土運搬運転手等は対象になりません。
13	下請企業に工事を発注するかどうか決まっていない場合はどうすればいいのですか？	自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算してください。
14	下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのですか？	それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといった方法が考えられます。
15	下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外なのか不明である。どうすればいいのですか？	全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で法定福利費を計算してください。
16	下請企業が複数ある場合に、下請ごとに記載する必要があるのですか？	合計額を記載してください。
17	下請企業がない場合も記載するのですか？	下請企業がない場合も自社の法定福利費を記載してください。
18	下請企業が変更になった場合に請負代金内訳書の再提出が必要ですか？	不要です。
19	法定福利費の算出根拠資料も提出しないといけないのですか？	算出根拠資料は不要です。